

3 交通安全対策に係る助成

(1) トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成

1) 対象者

- ① （一社）東京都トラック協会会員（会費未納がないこと。）
- ② 都内の営業所に勤務している運転者等が検査を受け、令和2年12月25日までに助成金の申込みをし、令和3年2月14日までに助成金の請求が完了するもの。

2) 申込受付期間

令和2年4月6日から令和2年12月25日まで（FAX・郵送可）。

3) 指定検査機関（令和2年4月現在）

- ① NPO法人 睡眠健康研究所
（東京都世田谷区羽根木1-25-16 ☎03-5355-9941）
- ② NPO法人 ヘルスケアネットワーク（OCHIS）
（東京都千代田区神田小川町1-3-1 ☎03-3295-1271）
- ③ （一財）運輸・交通SAS対策支援センター
（東京都新宿区四谷3-2-5 ☎03-3359-9010）

4) 助成対象検査

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査のうち健康保険適用外である、

- ・第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析・判定）
- ・第2次検査（パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査）
（検査機器は貸出となりますので、検査機関に出向く必要はありません。）
が対象になります。

5) 助成人数

2,500名（定員になり次第締め切り）

6) 助成金額

1事業者あたり30名まで、1人4,000円を助成（全ト協2,500円、東ト協1,500円）。
再検査費用は、1人500円を助成（東ト協500円）。

【問い合わせ先】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-6257

(2) 安全装置等導入促進助成

1) 対象者

（一社）東京都トラック協会会員（会費未納がないこと。）

2) 助成対象

原則として、東京都に使用の本拠を置く事業用トラックで、新たに装置を装着し、装置代金の支払いまたは車両のリース契約が完了しているものを助成対象とする。

3) 助成対象装置

- ① 後方視野確認支援装置
- ② 側方視野確認支援装置
- ③ 呼気吹込み式アルコール・インターロック装置
- ④ I T点呼に使用する携帯型アルコール検知器

※型式等は東ト協ホームページ等でお知らせします。

- 4) 助成対象期間
令和2年4月1日から令和3年3月26日まで。
- 5) 申請受付期間
令和2年4月1日から令和3年3月26日まで。
- 6) 助成台数・助成金額車両1台につき対象装置ごとに20,000円を上限として、装置取得価格の1/2までとし、1事業者30台までとする。
- 7) 助成の実施機関
(公社) 全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ
☎03-3359-3618

(3) 女性ドライバー免許取得助成

- 1) 助成対象者
東ト協会員事業者に在籍する女性ドライバー
※中小事業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員の数300人以下の会社）の東京都内の事業者に限る。
- 2) 助成対象期間
令和2年4月1日から令和3年2月26日
※上記期間中の助成金申請書を提出したもの。
- 3) 助成額
免許取得に応じて、下記の金額を上限として、取得価格の3分2を助成(1社2名まで)
 - (1) 大型免許 267,000円
 - (2) 中型免許（限定解除を含む） 180,000円
 - (3) 準中型免許（限定解除を含む） 267,000円。

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ
☎03-3359-6257

(4) 男性ドライバー免許取得助成

- 1) 助成対象者
東ト協会員事業者に在籍し、営業用トラックの運転に従事する男性ドライバー
※東京都内の事業所に限定
※中小企業者に限定（下記のいずれかに該当すること）

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人
- 2) 助成対象期間
 - 令和2年4月1日から令和3年2月26日
 - ※上記期間中に免許を取得し、助成金申請書を提出したもの
 - ※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り
- 3) 助成額
 - 取得免許に応じて、下記の金額を上限として助成する
 - (1) 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得……………50,000円
 - (2) 中型免許・準中型免許の限定解除審査……………30,000円
 - ※会員1事業者あたり1名まで

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ
☎03-3359-6257

(5) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成

- 1) 助成対象者
 - 車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに対象装置を導入（購入またはリース）した東ト協会員事業者で、中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員数が300人以下の会社）であること。
- 2) 助成額
 - 車両1台につき、5万円を上限として、装置取得価格（税抜実勢価格）の1/2までとし、1会員事業者あたり5台分まで。
- 3) 申請受付期間
 - 令和2年4月1日から令和3年3月26日まで。
- 4) 助成対象装置
 - 国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の対象装置と同様のもので、令和2年4月1日から令和3年3月26日までの期間内に、同装置の装着が完了し、支払が終了しているものに限る。

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ
☎03-3359-6257

(6) 脳MRI検診助成

- 1) 助成対象者
 - 東ト協会員事業者に在籍し、営業用トラックの運転に従事するドライバー
 - ※東京都内の事業所に限定
 - ※令和2年4月1日現在で、年齢45歳以上であること

※中小企業者に限定（下記のいずれかに該当すること）

（1）資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

（2）常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

2）助成対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日

※上記期間中に助成金申込書、助成金交付申請書を提出したものが対象

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3）助成額

助成額は、1名につき10,000円とし、会員1事業者あたり5名を上限とする

（ただし、会費納入車両数まで）

【 問合せ先 】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-3618

4 健康診断受診に係る助成

1）助成対象

助成対象者は、東京都トラック協会会員の事業所に在籍するトラック運転者。

2）助成額

助成額は、1名につき1,000円とし、1社30名を上限とする。

（ただし、会費納入車両数まで。）

3）助成対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月10日までに受診及び助成金申請書を提出したもの。

ただし、支部主催の健康診断については、年度内に助成金支払い処理が完了するものについては、上記期間以降についても対象とします。

4）助成の実施機関

（一社）東京都トラック協会

【 問合せ先 】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-6257